る必要があります。 入」に係る税額をそれぞれ算出す 課税事業者は、 「売上」と「仕

納付税額を計算します。 仕入に係る税額を控除したうえで その時に、売上に係る税額から

控除」といいます。 この仕入税額控除を適用するた この控除の仕組みを「仕入税額

件となります。 載事項が記載されていることが要 書(インボイス)として必要な記 受けた請求書は、 帳簿のほか、取引相手から交付を すが、 めには、 のいずれも保存する必要がありま インボイス制度においては 「帳簿」と「請求書等」 原則、適格請求

2026年10月1日

運用が両制度では結果が異なりま 者との取引に係る仕入税額控除の めの方式ですが、特に、免税事業 も仕入税額控除の適用を受けるた 現行方式※1もインボイス制度

度下では、売手である免税事業者 限はありませんが、インボイス制 は登録番号を取得していないため 引に係る仕入税額控除に特段の制 現行方式では免税事業者との取

2019年10月1日

軽減税率制度の実施

× 1

区分記載請求書等保存方式

取引先の事業者が課税事

などの確認も

適用を受けるための要件(インボ 記載事項を満たした適格請求書(イ ンボイス)を交付することができ イスの保存)を満たすことができ 買手事業者は仕入税額控除の

置が設けられており、

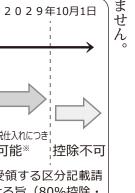
る仕入税額控除の制限には経過措

発行することができません。つま

適格請求書(インボイス)

なお、

免税事業者との取引に係



免税事業者等からの課税仕入れにつき!免税事業者等からの課税仕入れにつき!免税事業者等からの課税仕入れにつき! 50%控除可能※ また「インボイス制度では免税

3年

全額控除可能 80%控除可能 ※この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請 求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除 50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要です。

2023年10月1日

適格請求書等保存方式の開始

【免税事業者の場合】

免税事業者は登録番号が無い

 \mathcal{O}

ない」のではなく、適格請求書 事業者は**請求書**を出すことができ ではないので注意してください。 ること自体が妨げられているわけ できないだけで、 (インボイス) を交付することが どのような対応が

か

うか。例えば

いったことが懸念されるのでしょ

3年

整備や、 必要です 業者に該当するか、 前に適格請求書発行事業者の登録 義務付けられます。そのために事 格請求書(インボイス)の発行が をしておかねばなりません。 【課税事業者の場合】 それにあわせて経理システムの インボイス制度が始まると、

きます。 消費税と、みなし仕入率から支払 務負担を大幅に軽減することがで 消費税を計算することができるた 能)」を選択すると、売上に係る ンボイス)の保存が不要となり事 め、実額の計算や適格請求書(イ 万円以下の課税事業者のみ選択可 「簡易課税制度(課税売上高5千

高が一千万円以下になった場合で 行事業者は、基準期間の課税売上 ができそうですが、適格請求書発 今まで同様の取引を継続すること ボイス)を発行することができ の選択をする必要が出てきます

⑦については

適格請求書

(イン

あっても、

免税事業者にはならず

消費税の申告・納付義務が生じま

すのでご注意ください。

なお、

課税事業者となる際に

みなし仕入率

90%

80%

70%

60%

50%

40%

ます。 れず、 相手 格請求書(インボイス)は求めら 中心(Bt 消費税を納付する義務はありませ ん。取引の不利については、取引 ①については、 が一般消費者や免税事業者が 影響が小さい可能性があ oCビジネス) なら適 今までのように 1)

せん。 されなくても、この商品でなけれ 化が確立してい ば」と思ってもらえるかもしれま (課税事業者)に「仕入税額控除 また、同業他社の商品との差別 れば、 取引業者

> \mathcal{O}

預かり消費税×みなし仕入率 = 支払消費税

※みなし仕入率は、業種によって異なります。

金融、保険業、運輸・通信業、サービス業

※複数の業種を取り扱う事業者について、原則は課税売上を業種ごとに分けて計算します。※特例あり

業種

でなく、 品やサービスの差別化はとても重 要となります。 顧客確保の安定を図るためにも商 インボイス制度対応のためだけ 事業をするうえで取引先、

催されます。

ス制度セミナー

が、

10月13日に開

※加古川税務署主催で、

インボイ

種 別

第一種事業

第二種事業

第三種事業

第四種事業

第五種事業

第六種事業

みなし仕入率

卸売業

小売業

飲食業等

不動産業

等

製造業、建設業、鉱業等

た場合、 号」が記載されているので、 受領が可能で、 とができます。 する心配もありません。 ンボイスに記載が必要な「登録番 登録申請は、 月1日から受付が開始される 電子デー e-Taxで行うこ 登録通知には、 e 夕で登録通知の Tax申請し 紛失 イ

取得が必要です。 には事前にマイナンバー ンからでも申請できます 個人事業者の方はスマ カード が、 ・トフォ 申 0) 請

●国税庁HP しくは インボイス制度について、

詳

「インボイス制度

特設サイト」



ャンネルには、インボイス制度※YouTube国税庁動画チ 説明動画もあります。

9時~7時(土日祝日除く) インボイスコールセンター 0120 -205-553

をご覧ください 申込方法等、 詳しくは15ページ

相当額の8%を、その後の3年間 制度への移行後3年間は仕入税額 インボイス 事業者から仕入れ、 り経過措置終了後、 事業者が免税 取引で支払っ

た消費税は仕入税額控除を受けら ●免税事業者も取引相手が企業(課 れないということです。

は50%を控除可能とされています

税事業者)が中心なら対応を!

になります。 自社が自腹を切って納税すること 費税分は控除を受けられないため 免税事業者との取引で支払った消 この場合、免税事業者にはどう 課税事業者の立場で考えると、

請求書を交付す

①販売者がインボイスを発行でき 仕事の減少 る事業者から仕入れる→自社の

適

このため、 ②販売者が免税事業者からは安く 少のような事案が上がってくる 可能性があります。 れようとする→自社の売上の減 (消費税を上乗せしない) 仕入 免税事業者は

⑦あえて課税事業者になって適格 請求書 (インボイス)を発行する

⑦免税事業者のままでいる